

東京都の緊急事態措置が5月25日に解除されましたが、同感染症はいまだ終息の見込みが立たず、多くの市民や事業者の方の日常の暮らしが失われたままの状況にあります。引き続き、きめ細かな支援を行いながらも、新しい生活様式の徹底により感染拡大を防止し、第2波、第3波に備えた対策を講じていく必要があります。市では、3つの密の回避、マスクの着用、手指衛生などの感染対策を基本としながら、今後の対策の方向性を「新型コロナウイルス感染症 緊急対応方針(第3弾)」として取りまとめました。今号では、同方針の主な取り組みを紹介します。

※同方針の全文と7月14日時点の第1弾・第2弾の取り組み状況は市ホームページからご覧いただけます。

高齢者の見守りと介護・障がい福祉サービスにおける感染症予防支援

高齢者の見守り訪問

☎ 高齢者支援課 ☎ 内線2621

高齢者の安否確認と見守りのため、地域包括支援センターの職員が個別の見守り訪問を行います。独居または高齢者のみの世帯で、介護保険サービスの利用が無く、特別定額給付金が未申請となっている高齢者には、熱中症への注意喚起や給付金の申請勧奨などを実施します。

傾聴ボランティア再開に当たっての手紙での見守り

☎ 地域福祉課 ☎ 内線2665

同ボランティアは9月からの事業再開を予定していますが、2月以降、対面での傾聴が実施できていないことから、手紙によりコミュニケーションを図ることで緩やかな見守りを行います。

市民活動再開に向けた支援

オンラインでの会議や講座の開催

☎ コミュニティ創生課 ☎ 内線2511、芸術文化課 ☎ 内線2911、生涯学習課 ☎ 内線2921、スポーツ推進課 ☎ 内線2931、地域福祉課 ☎ 内線2661

市民協働センターなどの通信環境や機器を整備し、3つの密を回避しながら講座やイベントを再開するほか、スポーツ、レクリエーション、生涯学習、地域ケアネットワーク推進事業の分野においても、オンライン化を推進します。

新しい生活様式に対応した市民活動の再開を支援する人財の育成

☎ コミュニティ創生課 ☎ 内線2511、高齢者支援課 ☎ 内線2627

オンライン会議などでの活動再開を支援するため、(株)まちづくり三鷹と市民協働ネットワークが連携して人財を育成し、住民協議会や町会などを支援する仕組みをつくり、地域活動の再生に取り組みます。また、老人クラブ連合会と連携しながら、高齢者のICTスキルアップを支援します。

市民サービスにおける感染症予防対策の徹底

対話支援システムによる窓口環境の向上

☎ 高齢者支援課 ☎ 内線2625

感染防止措置により市役所の窓口にはアクリル板が設置され、対応する職員もマスクを着けているため、声が聞こえづらい状況となっています。正確でスムーズなコミュニケーションを実施するため、声の明瞭度を上げ、音の拡散を防止し、聞こえやすくする機器を窓口を設置します。

市民課窓口などの混雑解消

☎ 市民課 ☎ 内線2326

11月(予定)から窓口の混雑状況をホームページで公開することで、混雑の分散、ほかの場所での待機などにより感染リスクを低減します。また、マイナンバーカード所有者の転入手続きなどについても、9月から各市政窓口でも行えるようにすることで、市民課窓口の混雑解消とともに、利便性の向上を図ります。

ひとり親家庭への支援

☎ 子育て支援課 ☎ 内線2754

市では、ひとり親家庭が日ごろ抱えている悩みごとの相談や、経済的に困りの家庭への援助、お子さんの学習支援などを行っています。一人で悩まず、気軽にご相談ください。

支援内容

- 生活・就労・子育てに関する相談
- 各種手当の支給
- 医療費の助成
- 福祉資金の貸し付け
- 就職に結びつきやすい資格取得の支援
- 保育料の減免(保育園、学童保育所)
- ホームヘルプサービスの提供
- 教育費の援助や授業料の軽減・助成、受験費用の貸し付け



市ホームページをご覧ください

上記支援の詳しい内容や相談窓口、申込先などをまとめたページを公開しています。右記二次元コードからご覧ください。



* 児童扶養手当の更新手続きを郵送で行います

対象者には7月30日(休)に「児童扶養手当現況届のお知らせ」を郵送します。例年は窓口での提出をお願いしていましたが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、郵送での提出をお願いします。

☎ 8月1日(土)～31日(月)(消印有効)に現況届と必要書類を「〒181-8555 子育て支援課」へ

* ひとり親世帯臨時特別給付金 臨時相談窓口

☎ 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日は除く)

※7月20日(月)～22日(水)は午後7時まで、7月23日(木・祝)午前9時～正午も開設します。

☎ 三鷹市公会堂さんさん館

* ひとり親家庭へ食料品などを提供します(東京都事業)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当の受給者に対し、食料品などの提供を行います。対象者には7月下旬までに申込書類を送付します。

☎ 6月分の児童扶養手当受給者または6月1日～7月31日(金)に受給者になった方

☎ 10月31日(土)(消印有効)までに同封の申し込み先へ

☎ 東京都福祉保健局育成支援課 ☎ 03-5320-4125

国による事業者への家賃支援給付金

☎ 家賃支援給付金コールセンター ☎ 0120-653-930

新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少した事業者の事業継続を支えるための同給付金の申請受け付けが7月14日から始まりました。詳しくは上記コールセンターへお問い合わせください。

支給対象

以下の①～③をすべて満たす事業者

- ① 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者(医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人なども含む)
- ② 令和2年5月～12月の売上高について、任意の1カ月が前年同月比で50%以上減少している、または、任意の連続する3カ月の売上高の合計が、前年同期比で30%以上減少している(創業して間もない方への特例あり)
- ③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている

給付額

法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給します。

	賃料(月額)	給付額
法人	75万円以下	賃料×2/3×6
	75万円超	300万+((賃料-75万)×1/3)×6
個人事業者	37万5千円以下	賃料×2/3×6
	37万5千円超	150万+((賃料-37万5千)×1/3)×6

三鷹市小規模事業者経営支援給付金と併給できます

市が独自で実施している、売り上げが減少している小規模事業者毎月負担する家賃の2分の1額を3カ月分給付する「三鷹市小規模事業者経営支援給付金」と全額併給できます。